

(その1)

収支報告書

平成30年分
開催分

(ふりがな) あべしんぞうこうえんかい

1 政治団体の名称 安倍晋三後援会

2 主たる事務所の所在地 山口県下関市東大和町1丁目8番16号
(アパート・マンション名)

3 代表者の氏名 (姓) (名)
配川 博之

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
阿立 豊彦

事務担当者の氏名 (姓) (名)
島村 朋子

(電話) 083-266-8118

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input type="checkbox"/> 政党の支部	規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者(姓) (名) の氏名 安倍 晋三	
公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者(姓) (名) の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者(姓) (名) の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	



資金管理団体の指定の期間	
	から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	27,682,993
(前年からの繰越額)	7,773,479
(本年の収入額)	19,909,514
支 出 総 額	17,653,717
翌年への繰越額	10,029,276

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	300,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	300,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	300,000	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	平成30年安倍晋三新春の集い	7,440,000	
2	平成31年安倍晋三新春の集い	10,965,000	
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
	合計	18,405,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1	安倍晋三後援会会合会費	135,000	
2	安倍晋三後援会会合会費	388,000	
3	安倍晋三後援会会合会費	174,000	
4	安倍晋三後援会会合会費	328,000	
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	179,514	
	合 計	1,204,514	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考	
1	自由民主党山口県第四選挙区支部	300,000	H30/7/26	下関市東大和町1-8-16	安倍晋三		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
その他の寄附		0					
合計		300,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0		
(2) 光 熱 水 費	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	595, 140		
(4) 事 務 所 費	194, 400		
小 計	789, 540	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	1, 709, 611		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	15, 154, 566	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	15, 154, 566		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	16, 864, 177	0	
合 計	17, 653, 717		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	ソフト再リース料	146,187	H30/8/31	東京センチュリー(株)資 産営業部	東京都台東区台東2-27-5	
2	年間保守料金	298,836	H30/11/28	林兼コンピューター(株)	下関市大和町2-14-50	
3	ソフト再リース料	123,873	H30/11/28	東京センチュリー(株)資 産営業部	東京都台東区台東2-27-5	
4	ファイル回復料	25,920	H30/12/19	林兼コンピューター(株)	下関市大和町2-14-50	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
	その他の支出	324				
	合 計	595,140				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	政治資金監査料	194,400	H30/7/31	堀川雅史	下関市岬之町12-26-3F	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
	その他の支出	0				
	合 計	194,400				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					会合費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	会合料理代	180,000	H30/2/19	㈱やすもり	下関市竹崎町2-1-13	
2	会合料理代	64,800	H30/2/19	㈱カツモトフーズマー ケット	下関市田中町8-11	
3	会合料理代	27,300	H30/7/7	ほっともっと下関梶栗 町店	下関市梶栗町4-8-19	
4	会合料理代	321,409	H30/7/9	マックスパリュ西日本 ㈱安岡店	下関市梶栗町4-3-33	
5	会合料理代	36,720	H30/7/9	(有)内田信義商店	下関市安岡駅前2-5-17	
6	会合料理代	110,128	H30/7/26	(有)馳走家池田	下関市伊倉本町2-36	
7	会合飲料代	35,302	H30/8/10	㈱マルヤス	宇部市西平原4-2-10	
8	会合料理代	28,500	H30/8/29	御食事処よもやま	下関市菊川町大字上岡枝766-1	
9	長机レンタル代	10,800	H30/9/27	(有)レンタル山崎	下関市幡生町2-12-3	
10	会合料理代	174,960	H30/10/16	㈱カツモトフーズマー ケット	下関市田中町8-11	
11	会合料理代	430,000	H30/11/19	㈱大谷山荘	長門市深川湯本2208	
12						
13						
14						
15						
16						
	その他の支出	39,826				
	合 計	1,459,745				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	ジャンボタクシー代	172,220	H30/1/24	みなとタクシー(株)	下関市大和町1-6-9	
2	貸切バス代	77,646	H30/3/27	(有)下関レンタカー	下関市幸町14-8	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
その他の支出		0				
合 計		249,866				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	コート袋代	16,912	H30/1/5	㈱ナフコ	北九州市小倉北区魚町2-6-10	
2	出演料	50,000	H30/1/7	三隅清風太鼓	長門市三隅下3628	
3	出演料	200,000	H30/1/8	福岡チアリーディングクラブ WILDCATS野口祐輔	福岡市博多区吉塚本町13-27-914	
4	出演料	100,000	H30/1/8	小野田古式消防組保存会	山陽小野田市中央3-7-13	
5	運転代	30,000	H30/1/9	岡村靖之	下関市王司本町4-2-13	
6	会場飲料代	53,180	H30/1/12	古谷酒店	下関市長府金屋町4-13	
7	会場飲料代	40,608	H30/1/12	有吉酒店	下関市唐戸町1-17	
8	会場飲料代	32,400	H30/1/12	三沢商店	下関市山ノ口3-10	
9	会場飲料代	53,654	H30/1/12	三分一酒店	下関市長府中之町6-10	
10	会場飲料代	28,800	H30/1/12	鈴木酒店	下関市丸山町2-6-13	
11	会場飲料代	46,440	H30/1/12	西方酒店	下関市上田中町3-1-20	
12	会場飲料代	31,104	H30/1/12	地酒のまえつる	下関市山の田本町15-11	
13	会場飲料代	48,600	H30/1/12	㈲はやた	下関市彦島福浦町3-2-1	
14	会場飲料代	54,648	H30/1/12	㈲井上商店	下関市長府中浜町8-17	
15	会場飲料、ラベル作成代	155,001	H30/1/12	有吉酒店	下関市唐戸町1-17	
16	会場飲料代	38,750	H30/1/12	コカ・コーラボトラーズ ズジャパン㈱	東京都港区赤坂9-7-1	
17	貸切バス代	775,000	H30/1/16	長門山電タクシー(有)	長門市仙崎1087-45	
18	会場費一式	1,875,000	H30/1/16	㈱大谷山荘	長門市深川湯本2208	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
					大会費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
19	会場料理一式	4,000,000	H30/1/16	ティールグイ不動産(株)東京第一ビル下関	下関市赤間町6-2	
20	司会料	60,000	H30/1/16	タカムラバンケットプロデュース	下関市豊浦町豊洋台1-7-3	
21	会場飲料代	53,352	H30/1/17	港商事(株)酒類部	下関市東大和町1-1-9	
22	会場飲料代	48,000	H30/1/18	ともや酒店	下関市西大坪町7-7	
23	会場飲料代	51,300	H30/1/18	鳥本酒店	下関市長門町4-11	
24	ステージ花代	75,600	H30/1/18	花の樹	下関市豊前田町2-6-1	
25	会場清掃代	20,736	H30/1/18	テルウェル西日本(株)	広島市中区基町6-78	
26	会場看板代	48,600	H30/1/18	デザインハウスぱれっと	長門市仙崎堤床187-1	
27	花代	15,000	H30/1/18	(有)山村豊華園	長門市東深川2650-1	
28	丸イスレンタル代	12,960	H30/1/18	(有)レンタル山崎	下関市幡生町2-12-3	
29	会場飲料代	244,300	H30/1/18	(株)なかやま	下関市豊北町大字滝部845-1	
30	会場料理代	727,800	H30/1/18	(株)西進	山陽小野田市大字埴生2216-7	
31	クリーニング代	30,650	H30/1/19	(有)ママクリーナ	下関市山の田中央町1-10	
32	会場飲料代	46,800	H30/1/20	(有)岡原商店	下関市上新地町3-3-1	
33	会場飲料代	47,250	H30/1/20	(有)ふるた酒店	下関市藤附町2-7	
34	会場飲料代	48,600	H30/1/22	寺田酒店	下関市幡生本町2-4	
35	会場、備品使用料	518,824	H30/1/22	一般財団法人山口県国際総合センター	下関市豊前田町3-3-1	
36	貸切バス代	636,120	H30/1/23	サンデン旅行(株)	下関市一の宮町3-10-5	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
37	会場、料理一式	1,656,016	H30/1/23	㈱鳴川グランドホテル	下関市豊北町神田2045	
38	会場飲料代	50,760	H30/1/25	中野酒店	下関市春日町3-1	
39	写真現像代	167,454	H30/2/5	写真の和田	長門市東深川正明市978-5	
40	交通誘導員代	90,720	H30/2/19	カイリク管財㈱	下関市東大和町1-5-22	
41	写真現像代	36,379	H30/2/19	松村カメラ商事㈱	下関市細江町1-3-10	
42	撮影代	178,200	H30/2/19	瞬報社写真印刷㈱	下関市長府扇町9-50	
43	貸切バス代	117,542	H30/2/19	㈲下関レンタカー	下関市幸町14-8	
44	写真現像代	66,160	H30/2/27	ムラタカメラ唐戸	下関市南部町23-20	
45	会場音響、イベント制作代	1,811,160	H30/6/27	㈱コミュニティエフエム下関	下関市上田中町2-5-2	
46	切手代	41,000	H30/11/5	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
47	切手代	41,000	H30/11/5	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
48	切手代	41,000	H30/11/5	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
49	切手代	41,000	H30/11/5	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
50	ポリチューブ代	23,004	H30/11/21	㈲エミユズ	川越市新宿町6-16-38-3F	
51	段ボール代	13,390	H30/11/21	㈱アイリスプラザ	仙台市青葉区中央2-1-7	
52	チケット印刷代	299,808	H30/11/28	㈱ナカハラプリンテックス	下関市大和町2-10-7	
53	ポスターカレンダー代	70,000	H30/12/7	自民党サービスセンター	東京都千代田区永田町1-11-23	
54	クリーニング代	38,450	H30/12/19	㈲ママクリーナ	下関市山の田中央町1-10	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
55	コート袋代	19,582	H30/12/27	㈱ナフコ	北九州市小倉北区魚町2-6-10	
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
その他の支出		35,952				
合 計		15,154,566				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和元年5月24日

政治団体の名称 安倍晋三後援会

会計責任者の氏名

阿 立 豊 彦

(印)

代表者の氏名

(代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

令和元年5月24日

安倍晋三後援会

代表 配川 博之 殿

登録政治資金監査人 堀川 雅史

登録番号 第392号

研修修了年月日 平成20年12月18日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、安倍晋三後援会の平成30年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、安倍晋三後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
なお、明細書及び領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、明細書及び領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会

議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

3 業務制限

安倍晋三後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、安倍晋三後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上